一般社団法人日本看護シミュレーションラーニング学会

広報委員会規程

（委員会の設置）
第 1 条　定款 52 条に基づいて、広報委員会（以下、「委員会」という）を置く。

（目的）
第 2 条　委員会は、広報活動、対外庶務、本学会で運用するシステム、デジタルメディア・コンテンツ等に関する事業を行うことを目的とする。

（委員の構成）
第 3 条　委員会は、理事会で選出された担当理事及び次の委員をもって組織する。
（１） 理事　　1 名以上（担当理事を含む）
（２） 代議員　　2 名程度
（３） 正会員　　3 名以内
2　委員長は委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。
4　委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
5　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の招集）
第 4 条　委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。
2　委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
3　委員長は委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
4　緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員にメール審議を求めることができる。
5　メール審議では、全員の合意をもって議決するものとする。

（活動事項）
第 5 条　委員会は、第 2 条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。
（１） 広報メディア（HP、SNS 等）の総合的な企画・調整・運用
（２） 対外庶務（他団体等からの問い合わせへの対応）
（３） 本学会が運用するシステム（会員管理システム等）の調整・運用
（４） 本学会が作成・管理するデジタルメディア、コンテンツの運用・調整・管理
（５） その他、委員会あるいは学会が必要と認めた活動
2　委員会は、年度末までに次年度予算案及び活動計画を理事会に提出する。

（議事録の作成と報告）
第 6 条　委員会は議事録を作成しなければならない。
2　メール審議を行った際は、メールの本文を保管しなくてはならない
3　委員会は年度末に活動報告書作成し理事会に提出する。

（規程の改廃）
第 7 条　この規程の改廃は、委員会及び理事会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附　則
この規程は、2019 年 4 月 20 日から施行する。

この規定は、2022 年 5 月 28 日から施行する。